事業継続支援事業の概要

１　事業の趣旨

中小企業における事業承継は、兵庫県のみならず日本全国の喫緊の課題である。中小企業経営者の高齢化が進んでいるにもかかわらず、後継者未定企業が多数存在していることから、蓄積されたノウハウや技術を次世代に受け継ぎ、世代交代によるさらなる活性化を実現するために円滑な事業承継を推進していく必要がある。ついては、事業承継を躊躇する中小企業を後押しするため、事業承継時に発生する経費を補助し、中小企業の円滑な事業承継を支援する。

２　補助対象者

県内の商工会・商工会議所の指導を受け、事業承継計画を策定した者のうち、以下の要件を満たす県内の中小企業者（小規模事業者、個人事業主）

1. 先代経営者から後継者に平成30年４月１日から令和２年３月31日までに事業承継を行った事業者又は行う予定の事業者であること
2. 原則、先代経営者が満60歳以上で後継者は先代経営者より若いこと
3. みなし大企業、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者でないこと
4. 組合、一般社団法人、宗教法人、ＮＰＯ法人、任意団体等でないこと

３　補助の概要

（１）補助対象経費

店舗賃借料（第三者承継のみ対象で３年以内）、広告宣伝等事務費（３年間以内）、　　　　　　　建物改修費（１年以内）、設備導入費（１年以内）

（２）補助の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | | 店舗賃借料 | 広告宣伝等事務費 | 建物改修費・  設備導入費 |
| 補助率 | | 1/2 | | |
| 補助限度額 | １年目 | 1,000千円 | 1,000千円 | 2,000千円 |
| ２年目 | 1,000千円 | 1,000千円 | ― |
| ３年目 | 1,000千円 | 1,000千円 | ― |
| 合計 | 3,000千円 | 3,000千円 | 2,000千円 |

※店舗賃借料は第三者承継時のみ補助

（３）事業スキーム

　　 商工会議所、商工会を通じて事業承継計画を策定した中小企業者へ補助

商工会・

商工会議所

交付申請（事業承継計画添付）

事業承継計画策定

中小企業者

県

指導・助言

交付決定、補助

補助